令和4年1月11日 第12360号

0		期	0	覧	0		0			4	- 
運 転 免		日の亦	建設業		大規模		地域水				đ
許試		変 更	業法に		小 売		地域森林計			L	Ц
免許試験実施場所等の	【公安		基づ		店 舗	C 公	画の変更	告	目	<u>l</u>	<u>I</u>
場所	【公安委員会】		く行政		の新設		変更				N
等 の 指 定	会】		処 分		新設に関する	告】		示】	次	1	長 公 服
定 の 一			に係る		する居					<b></b>	段
部 改 正			聴 聞		届出の					•	
			の		縦					. 1	発 行
運 転			監理課		経営士		林政課		担	ļ	<b>岡</b> 山
免 許 課			硃		経営支援課		硃		当課	ļ	 県
									( 室 )	X	>
											目
											次
											担 当 課
											(室)

# 令和4年1月11日 岡山県公報 第12360号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、高梁川下流◎岡山県告示第十号 当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供 森林計画区、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、

令和四年一月十一日

岡山県知事 伊 原 木

隆 太

# 令和4年1月11日 岡山県公報 第12360号

の九 大規模 地法 (平成十 律第九 2 V て 第五条第三項の規定によ

すべき事項に 日までに 事に意見書を提出することができる て意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期が売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた

十知

太

(仮称 ダの 5代表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1人人表者の1 小

氏 名

佐賀県佐賀市高 木瀬 町 大字長瀬九三〇番地

/規模小 表者の氏名 表 て小売業を行う者 多田 高志

3

売店舗に

住所及び代表者の氏名

名称 賀県佐賀市高 クス株 木瀬町 式会社 大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 田

模小 売店舗の新設をする

令和四年八月二十三日

面 積の合計

千二百二十七平方

大規模小売店舗の施 0 記置に関 はする事

草場の 収容台数 四十七台

(4)(3)(2)(1)荷さばき施設の面は駐輪場の収容台数

メ

廃棄物等の保 五十平方 九 立方 メト

大規模

て小売業を記運営方法に関 行う者 1 の 事 項 ル 店時

大規模小売店舗と午前九時 お 11 て 小 売業を行う者の 閉

することができる時

午前八時三十分かれ来客が駐車場を利用 ら用 時三十分ま

数

(5)(4)午前五時から午後上村さばき施設におり て荷さばきを行うことができる時間帯入口の数 二箇所

年

三 (び場所

日 カン 同年五月 十一日ま

で

業労働部経営支援課及び Щ 市産業文化部商業· 交通政策

# 令和4年1月11日 岡山県公報 第12360号

成八年岡山県規則第二十一号)第三条第三項の規定により、次のとおり聴聞の期日を変基づく行政処分に係る聴聞について、岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平〔一〇〕令和三年十二月十七日付けで公告した建設業法(昭和二十四年法律第百号)に

令和四年一月十一日

岡山県知事 木 隆

太

変更後の聴聞の期日令和三年十二月二十四日変更前の聴聞の期日 金) 午前十時

から

令和四年一月二十八日 (金) 午後二時から

## 第12360号 令和4年1月11日 岡山県公報

兀

小特等の試験のうち、

適性試験

特定地域に住所地を有する者で、

# ◎岡山県公安委員会告示第二号

平成二十八年岡山県公安委員会告示第二十四号(運転免許試験実施場所等の指定) 令和四年一月十一日 の一部を次のように改正する。

Щ 県

という。)に住所地を有する者で、 定地域に住所地を有する者で、 本則の表一の項中「倉敷市、 倉敷自動車教習所」を「倉敷市、 笠岡市、 倉敷自動車教習所」に、 井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、都窪郡、浅口郡又は小田郡(以下この項において「特定地域」という。)」を 笠岡市、井原市、 総社市、高梁市、 新見市、 浅口市、 都窪郡、 浅口郡又は小田郡(以下この項において「特定地域」 「岡山県内」に、

_	7					
特等の試験」という。) 自転車免許の運転免許試験(以下「小三 小型特殊自動車免許及び原動機付			性試験	特等の試験」という。)のうち、適	自転車免許の運転免許試験(以下「小	三 小型特殊自動車免許及び原動機付
岡山県内に住所地を有する者		に限る。)	する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないもの	を得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有す	三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの(やむ)	特定地域に住所地を有する者で、道路交通法第九十七条の二第一項第
				を		

に改め、 同表二の項中 「津山市、 新見市、 真庭市、 美作市、 真

見市、 苫田郡、 真庭市、 美作市、 勝田郡、 真庭郡、 英田郡又は久米郡 苫田郡、 勝田郡、 (以下この項において「特定地域」という。)」を 英田郡又は久米郡 (以下この項において「特定地域」という。) に住所地を有する者で、指定自動車教習所」に改め、 「岡山県内」 に、「特定地域に住所地を有する者で、指定自動車教習所」を 項 新

同表三の

に限る。) する者で、 を得ない理由により失効した者については、

その免許が失効した日から起算して六月を経過しないもの

それを証明する書面を有

三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの(やむ

道路交通法第九十七条の二第

項第

中

「岡山県赤磐警察署」の下に「、岡山県倉敷警察署」を加える。

この告示は、 令和四年! 一月一日から施行する。